

①国名	Hong Kong (HK) (香港)				
②名称	Special Administrative Region of China Intellectual Property Department of Hong Kong (DIP)				
③所在地	24th & 25th Floor, Wu Chung House, 213 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong				
④連絡先	(電話) (852) 29 61 68 88		(FAX) (852) 28 38 62 76		
	(E-mail) enquiry@ipd.gov.hk		(internet) www.ipd.gov.hk/		
⑤組織の長	Director of Intellectual Property: Ms Ada Leung				
⑥沿革	<p>(1) 1984年12月19日付の中国とイギリス政府間で署名された条約により、1997年7月1日をもって中華人民共和は香港における主権を回復した。香港は、1997年7月1日より高度の自治権を有する中国の特別行政区であり、独自の行政権、立法権及び独立した司法権を有する。</p> <p>(2) 香港は、独自の工業所有権法を有しており、中国が有する工業所有権は香港には及ばず、香港における保護は個別に取得する必要がある。</p> <p>(3) 特許条例(第514章)は、1997年6月30日に施行された。</p> <p>(4) 登録意匠条例(第522章)は、1997年6月30日に施行された。</p> <p>(5) 商標条例(第514章)は、2003年4月4日に施行された。</p> <p>(6) 著作権条例(第528章)は1997年6月30日に施行され、著作権侵害防止条例が1998年5月29日に施行され、2001年著作権条例(第568章)が2001年6月22日に施行されている。</p> <p>(7) 商品表示条例(第362章)は、1997年7月1日に施行された。</p> <p>(8) 半導体集積回路の回路配置条例(第445章)は、1997年6月30日に施行された。</p> <p>(9) 植物品種保護条例(第490章)は、1997年10月24日に施行された。</p> <p>(10) 2019年12月19日から香港特許庁に出願する標準特許(O)の受付が開始された。</p>				
⑦所管	特許(標準特許(R)、標準特許(O)、短期特許)、意匠、商標、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1980/6/3	ベルヌ 1992/10/15	ブリュッセル PLT	フィルム登録 1993/4/30	マドリッド(原産地表示) 1989/10/4
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1985/3/19		レコード保護 1993/4/30	ローマ
	ロカルノ 1996/9/19	PCT		WCT(著作権) 2007/6/9	WPPT(演奏及びレコード) 2007/6/9
	ブタペスト 1995/7/1	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 1995/12/1	PCT 1994/1/1	ロカルノ	ニース 1994/8/9
	ストラスブール 1997/6/19	ウィーン	WTO 2001/12/11		

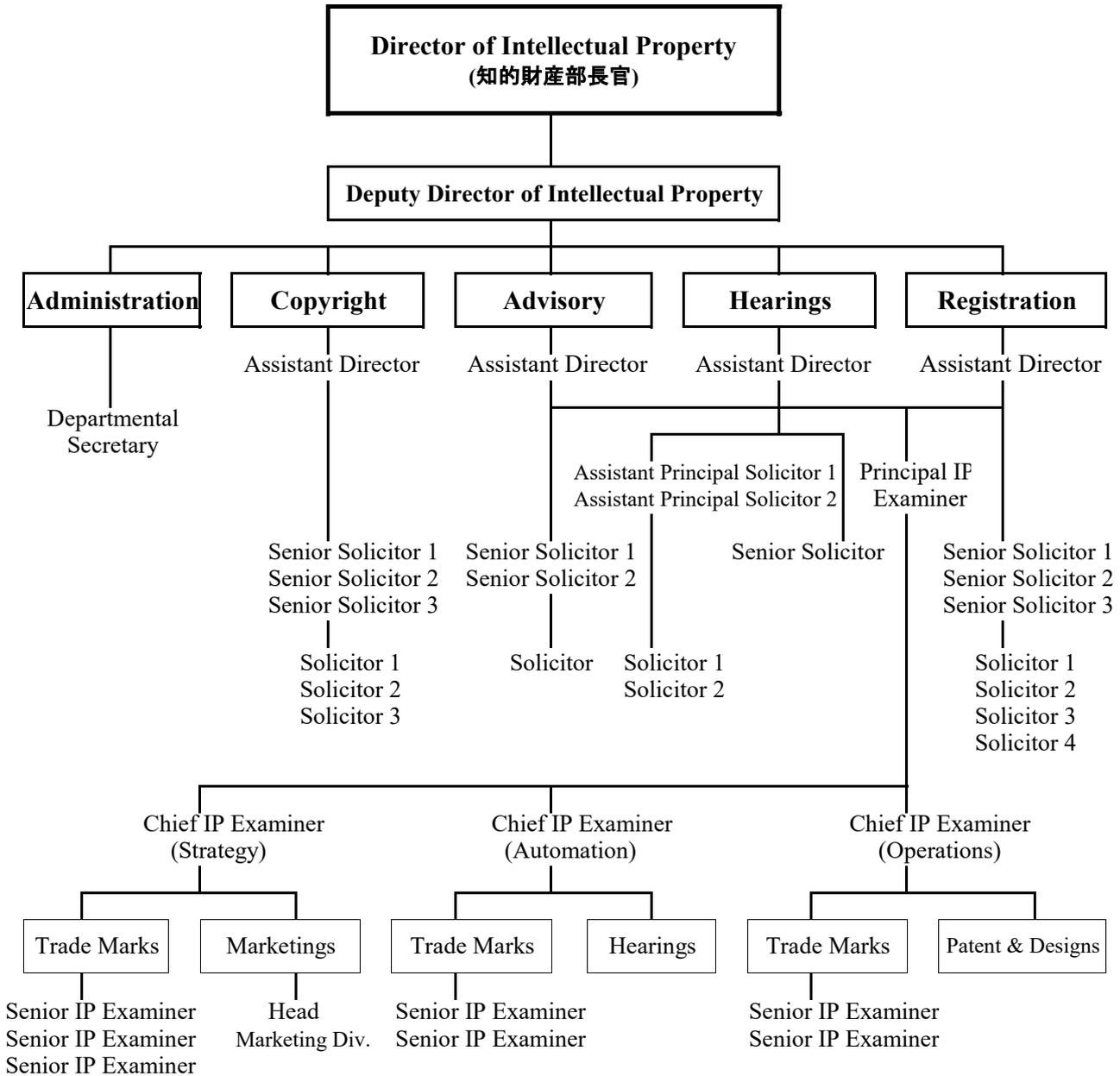
①国名	Hong Kong (HK) (香港)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	標準特許	全数	13,299	15,986	16,532	21,556
		(内 外国出願)	12,975	15,672	16,186	21,133
		(内 日本から)	1,344	1,387	1,433	1,186
		(内 PCTルート)				
	短期特許	全数	693	791	791	689
		(内 外国出願)	210	255	263	238
	意匠	全数	2,609	2,583	2,576	2,015
		(内 外国出願)	1,824	1,807	1,775	1,353
		(内 日本から)	311	235	266	177
	商標	全数	37,630	40,331	36,980	33,708
		(内 外国出願)	23,121	25,378	23,406	19,462
		(内 日本から)	2,524	3,076	2,860	2,361
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	標準特許	全数	6,671	9,651	6,780	7,658
		(内 外国出願)	6,575	9,490	6,673	7,519
		(内 日本から)	887	1,152	681	718
		(内 PCTルート)				
	短期特許	全数	582	763	520	729
		(内 外国出願)	213	278	162	262
	意匠	全数	2,410	2,645	2,372	2,731
		(内 外国出願)	1,702	1,837	1,630	1,915
		(内 日本から)	246	288	239	237
	商標	全数	35,488	34,970	33,371	34,743
		(内 外国出願)	22,279	22,291	21,607	21,782
		(内 日本から)	2,382	2,502	2,692	2,775
	(出典): WIPO IP Statistics					

①国名

Hong Kong (HK)
(香港)

⑫ 組 織

<組織図> 特許庁はSpecial Administrative Region (香港特別行政区)の下部組織である。



(出典): ホンコン特許庁(DIP) HP

URL: www.ipd.gov.hk/eng/about_us/organisation/our_staff_chart.htm

①国名	Hong Kong (HK) (香港)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2020年 7月 9日施行 特許条例(第559章)
	③地理的効力の範囲	香港特別行政区内のみ。
	④他国制度との関係	香港特許庁が指定する特許庁(中国国家知識産権局、英国特許庁及び欧州特許庁(英国を指定している出願及び特許が対象))の特許出願について公開日から6月以内に香港特許庁に記録請求することで標準特許(R)を出願することができる。 (特許条例第10条) 尚、香港特許庁に直接、標準特許(O)を出願することもできる。(特許条例第37A条)
	⑤出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。香港に居住する者の送達先を提出しなければならない。(特許規則第42条) 代理人は適正に授權された者(特許条例第140条) 特許代理人は香港において特許代理業務を提供することを承認された者 (特許条例第144A条)
	⑦出願言語	中国語、英語。 標準特許の出願時に、次のものを提出しなければならない。 (1) 発明の名称及び要約書を、中国語及び英語の両方で記載したもの (2) 出願人及び発明者の名前がローマ字でないときには、ローマ字書としたもの。
	⑧特許権の存続期間及び起算日	標準特許付与と公告の日から効力を有し、特許出願日とみなされる日(対応指定特許の出願日)から20年。(特許条例第39条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。 (特許条例第9B条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) みなし出願日に先立つ6月以内に開示(第11A条、第37A条) (2) 標準特許(O)の出願人又はその発明のそのときの所有者による公的な国際博覧会における展示の場合は、みなし出願日に先立つ6月。(特許条例第37B条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論又は数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 精神的な行為、遊戯の遂行又は事業活動に関する計画、規則又は方法、又はコンピュータ・プログラム (4) 情報の開示 (5) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法及び人間又は動物の身体に実行される診断方法 (6) 植物又は動物の品種及び植物又は動物の生産物のための生物学的方法 (7) その公開又は実施が公序良俗に反する発明。 (特許条例第9A条)
	⑫実体審査の有無及び審査項目	有。新規性、進歩性、産業上の利用可能性。(特許条例第9A条) 標準特許(O)は香港特許庁が審査する。(特許条例第37U条) 標準特許(R)は備考にあるように方式審査のみ。(特許条例第26条)
	⑬審査請求制度の有無	有。標準特許(R)の取得のためには審査請求と称する手続はないが、実質的にはそれに相当する備考記載の2つのステップの手続が必要。 標準特許(O)は香港特許庁に審査請求する。審査請求期限はみなし出願日の3年以内。(特許条例第37T条及び第37U条)。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。標準特許(R)には出願公開制度はないが、備考に示すように指定特許庁において基礎出願が公開された後、次の手続のステップに進むことになる。 標準特許(O)では、方式審査終了後、公開される。(特許条例第37Q条)
	⑯異議申立制度の有無	無。但し、標準特許(R)については出願の有無に拘わらず、何人も登録官又は裁判所に権利付与の疑義を付託することができ、登録官又は裁判所は付託に関する決定を命令する。(特許条例第13条) 標準特許(O)も公開後に同様の規定がある。(特許条例第37H条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許取消を裁判所に提訴することができる。 (特許条例第92条)

①国名	Hong Kong (HK) (香港)																	
	⑱実施義務	有。3年。付与された特許の実施が不十分又は不実施であるときは、登録後、3年満了後は何時でも、強制実施権許諾の申立を行うことができる。(特許条例第64条) 医薬品の輸出入についても強制実施権あり(特許条例第9A部、第9B部)																
	⑲費用 単位 HK\$ (香港・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] (標準特許取得時にかかる費用)</p> <table border="1" data-bbox="544 344 1540 510"> <tr> <td>登録請求料(指定特許出願)</td> <td>480 HK\$</td> </tr> <tr> <td>登録請求の公告料</td> <td>68 HK\$</td> </tr> <tr> <td>登録及び標準特許付与請求料</td> <td>380 HK\$</td> </tr> <tr> <td>登録及び標準特許付与請求の公告料</td> <td>68 HK\$</td> </tr> <tr> <td>標準特許出願の出願維持の手数料</td> <td>270 HK\$</td> </tr> </table> <p>(注) 出願から5年を経過しても特許が付与されていないとき、出願維持年金の納付を要する。</p> <p>[特許権維持に掛かる費用] 年金</p> <p><標準特許の更新のための手数料> 指定特許の出願日から3年経過後で、その標準特許付与日後</p> <table border="1" data-bbox="544 703 1540 801"> <tr> <td>第4年～第10年</td> <td>450 HK\$</td> </tr> <tr> <td>第11年～第15年</td> <td>620 HK\$</td> </tr> <tr> <td>第16年～第20年</td> <td>850 HK\$</td> </tr> </table>	登録請求料(指定特許出願)	480 HK\$	登録請求の公告料	68 HK\$	登録及び標準特許付与請求料	380 HK\$	登録及び標準特許付与請求の公告料	68 HK\$	標準特許出願の出願維持の手数料	270 HK\$	第4年～第10年	450 HK\$	第11年～第15年	620 HK\$	第16年～第20年	850 HK\$
登録請求料(指定特許出願)	480 HK\$																	
登録請求の公告料	68 HK\$																	
登録及び標準特許付与請求料	380 HK\$																	
登録及び標準特許付与請求の公告料	68 HK\$																	
標準特許出願の出願維持の手数料	270 HK\$																	
第4年～第10年	450 HK\$																	
第11年～第15年	620 HK\$																	
第16年～第20年	850 HK\$																	
	⑳料金減免措置の有無	無。																
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																
	備考	<p><香港における標準特許(R)取得の流れ> (特許条例第2部)</p> <p>香港において、標準特許(R)の登録を行うには、先ず、指定特許庁における当該特許出願の公開から6月以内に、香港特許庁に登録簿への記録の請求を行う。</p> <p>その後、指定特許庁において当該特許出願が登録されたら、その特許付与日から6月以内に、香港特許庁に登録及び権利付与の請求を行う。</p> <p>料金納付の確認及び方式要件の充足が認められた場合、標準特許(R)が付与される。</p>																

①国名	Hong Kong (HK) (香港)	
实用新案制度 (短期特許)	②最新实用新案法の施行年月日	2020年7月9日施行 特許条例(第559章) 第15部 (特許条例において「短期特許」と規定されている)
	③地理的効力の範囲	香港特別行政区内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。香港に居住する者の送達先を提出しなければならない。(特許規則第42条) 代理人は適正に授權された者(特許条例第140条) 特許代理人は香港において特許代理業務を提供することを承認された者 (特許条例第144A条)
	⑦出願言語	中国語、英語。 短期特許の出願時に、次のものを提出しなければならない。 (1) 発明の名称及び要約書を、中国語及び英語の両方で記載したもの (2) 出願人及び発明者の名前がローマ字でないときには、ローマ字書としたもの。
	⑧实用新案権の存続期間及び起算日	短期特許付与公告日から効力を有し、特許出願日から最長8年。(4年次の満了時に、終了する3月以内に所定の更新手数料を納付する必要がある) (特許法第126条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。 (特許条例第9B条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。(特許条例第109条) (1) 出願人又は発明のそのときの所有者に対する明らかな濫用による開示の場合は、みなし出願日に先立つ6月 (2) 出願人又は発明のそのときの所有者による公的な国際博覧会における展示の場合は、みなし出願日に先立つ6月。
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論又は数学的方法 (2) 美術的創作物 (3) 精神的な行為、遊戯の遂行又は事業活動に関する計画、規則又は方法、又はコンピュータ・プログラム (4) 情報の開示 (5) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法及び人間又は動物の身体に実行される診断方法 (6) 植物又は動物の品種及び植物又は動物の生産物のための生物学的方法 (7) その公開又は実施が公序良俗に反する発明。 (特許条例第9A条)
	⑫実体審査の有無及び審査項目	無。方式要件のみで実体審査はないが、所定の調査機関による調査報告書を提出しなければならない。この調査報告書は、中国国家知識産権局、英国特許庁、欧州特許庁、PCTにおける国際調査機関によって発行されたものに限る。 (特許条例第117条、第118条、特許規則第71条)
	⑬審査請求制度の有無	無。登録付与後に実体審査請求することができる。 (特許条例第127B条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、短期特許の付与後、公告(公開)される。 (特許条例第118条)
	⑯異議申立制度の有無	無。登録付与後に第三者は特許可能性について意見を登録官に提出できる。短期特許が実体審査に付された場合、登録官はこの意見を参酌しなければならない。 (特許条例第126A条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、無効は裁判所へ提訴することができる。 (特許法第92条)
	⑱実施義務	無。

①国名	Hong Kong (HK) (香港)	
	⑱費用 単位 HK\$ (香港・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 755 HK\$
		優先権主張料
		審査請求料
		登録料
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
		年金 <短期特許の更新のための手数料>
		1,080 KH\$
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Hong Kong (HK) (香港)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2017年4月1日施行(第522章)
	③地理的効力の範囲	香港特別行政区内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。香港に居住していない出願人は、香港に居住する公認の代理人を選任しなければならない。(意匠条例第75条)
	⑦出願言語	中国語、英語。
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ごとに4回更新できる。(最長25年) (意匠条例第28条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (意匠条例第5条(2b))
	⑩「グレースピリオド」	有。次のケースが規定されている。(意匠条例第9条) (1) 意匠を使用し又は公表することが信義に反する立場にある者に対する当該意匠の所有者による開示(期間の制限なし) (2) 意匠が所有者以外の者による信義に反する当該意匠の開示(期間の制限なし) (3) 登録を意図する新規又は独創的な織物意匠の場合において、この意匠を含む物品の最初でかつ内密な発注時の開示(期間の制限なし) (4) 意匠の所有者による、政府又はその意匠の価値を検討する権限を政府から与えられた者に対する、意匠に関する通知による開示(期間の制限なし) (5) 公認の国際博覧会における意匠の所有者の同意により、当該意匠又は当該意匠を使用した物品の展示による開示日から6ヶ月 (6) 博覧会の開催中及びその後何者かによって所有者の同意なしに当該意匠又は当該意匠を使用した物品の展示による開示日から6ヶ月 (7) 第5項による展示の結果、当該意匠が公表されたことによる開示日から6ヶ月
	⑪不登録対象	(1) 物品の外観が重要でない意匠 (意匠条例第6条) (2) 公序良俗に反する意匠 (意匠条例第7条) (3) コンピュータ・プログラム、保護された回路配置及び文学作品又は芸術的特徴を有する物品の意匠 (意匠条例第8条)
	⑫実体審査の有無	無。意匠登録出願は、方式要件が審査され、方式要件が満たされていると登録され、登録証明書が発行され、公報により公告(公開)される。意匠の新規性、創作容易性等の実体審査は行われぬ。(意匠条例第24条、第25条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。(意匠条例第5条、第13条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟) (意匠条例第80条、意匠規則第16条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後に公告(公開)される。 (意匠条例第25条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。

①国名	Hong Kong (HK) (香港)																
②無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、当該意匠が公序良俗に反するときは、何人も登録の取消を請求することができる。(意匠条例第44条) また、意匠が登録できないものであったことを理由とするとき、及び意匠が冒認により登録されたことを理由とするときは、裁判所に提訴することができる。(意匠条例第45条、第46条)																
③登録表示義務	無。																
④費用 単位 HK\$ (香港・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料</p> <table border="1" data-bbox="544 510 1528 611"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈組物でない意匠〉</th> <th>〈組物の意匠〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>785 HK\$(1意匠につき)</td> <td>1,570 HK\$(1意匠につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>590 HK\$(2超の各意匠につき加算)</td> <td>1,180 HK\$(2超の各意匠につき加算)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間の</p> <table border="1" data-bbox="544 701 1528 779"> <thead> <tr> <th>更新出願料</th> <th>1,230 HK\$(1回目の5年更新)</th> <th>1,860 HK\$(2回目の5年更新)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,740 HK\$(3回目の5年更新)</td> <td>4,170 HK\$(4回目の5年更新)</td> </tr> </tbody> </table>			〈組物でない意匠〉	〈組物の意匠〉		785 HK\$(1意匠につき)	1,570 HK\$(1意匠につき)		590 HK\$(2超の各意匠につき加算)	1,180 HK\$(2超の各意匠につき加算)	更新出願料	1,230 HK\$(1回目の5年更新)	1,860 HK\$(2回目の5年更新)		2,740 HK\$(3回目の5年更新)	4,170 HK\$(4回目の5年更新)
	〈組物でない意匠〉	〈組物の意匠〉															
	785 HK\$(1意匠につき)	1,570 HK\$(1意匠につき)															
	590 HK\$(2超の各意匠につき加算)	1,180 HK\$(2超の各意匠につき加算)															
更新出願料	1,230 HK\$(1回目の5年更新)	1,860 HK\$(2回目の5年更新)															
	2,740 HK\$(3回目の5年更新)	4,170 HK\$(4回目の5年更新)															
⑤料金減免措置の有無	無。																

①国名	Hong Kong (HK) (香港)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017年 4月1日改正 (第559章)
	③地理的効力の範囲	香港特別行政区内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、防護標章、連続商標、団体商標、証明商標。
	⑥商標の種類	文字、数字、図形、記号、立体、結合、音響、色彩、匂い及びこれらの組み合わせ。 (商標条例第3条)
	⑦出願人資格	標章を使用し又は使用を予定する者及びその承継人(自然人、法人)。
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標条例第10条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。香港に居住する代理人。 (商標条例第88条)
	⑪出願言語	中国語、英語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標条例第49条)
	⑬グレースピリット	有。更新期限の6月以内に追加手数料を伴って回復請求することができる。 (商標条例第50条)
	⑭不登録対象	(1) ある企業の商品又は役務を他の企業の商品又は役務と区別することができず、文字・数字によって表示できない標章 (2) 識別性を欠いている標章 (3) 商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期若しくは提供時期、又は商品若しくは役務のその他の特徴を表すために取引上又は事業において役立つことができる標章からなる標章 (4) 取引上の通用語において、若しくは公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標章のみからなる標章 (5) 先の商標と同一又は類似である標章 (6) 先の商標が保護されている商品又は役務と同一又は類似の商品について登録が出願されている標章 (商標条例第11条、同法第12条)
	⑮防護標章制度の有無	有。 (商標条例第60条)
	⑯周知商標制度の有無	有。商標が香港において周知か否かは、各案件の詳細な事情をもとに決定される。その決定にあたり、登録官又は裁判所は、次の事情を考慮する。 (1) 関連する分野における公衆の当該商標に関する知識又は認知の程度 (2) 商標使用の期間、範囲及び地理的範囲 (3) 広告又はパブリシティを含む、商標の販売促進の期間、範囲、地理的エリア及び当該商標を使用する商品又は役務のフェア又は博覧会での提示 (4) 商標の使用又は当該商標の登録又は登録出願の期間及び地理的範囲 (5) 当該商標の権利主張の成功記録、特に外国において周知商標とされた範囲 (6) 当該商標に関連する評価 (商標条例第4条、同条例第63条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査項目	有。本条例及びその規則の定める登録要件に適合すること。 (商標条例第42条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	Hong Kong (HK) (香港)	
⑳出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、実体審査を経て登録要件を備えていると判断された出願は、公報により公告(公開)される。	
㉑異議申立制度の有無	有。公告日から3月以内に何人も登録官に異議申立を行なうことができる。 (商標条例第44条、商標規則16)	
㉒無効審判制度の有無	有。登録官又は裁判所に無効を請求することができる。 (商標条例第53条)	
㉓不使用取消制度の有無	有。登録商標が継続して3年以上使用されていないときは、取消の対象となる。請求先は登録官又は裁判所。 (商標条例第52条(1)、(2))	
㉔商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標条例第40条、商標規則5)	
㉕図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)	
㉖譲渡要件	無。商標権は営業とは関係なく、自由に譲渡することができる。 (商標条例第27条)	
㉗費用 単位 HK\$ (香港・ドル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 1,300 HK\$(最初の1分類につき) 650 HK\$(1超の各分類につき)</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料</p> <p> 3,000 HK\$(最初の1分類につき) 1,500 HK\$(1超の各分類につき)</p>	
㉘料金減免措置の有無	無。	